

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 6 月 17 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	土 井 りゅうすけ
同	赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成 27 年 11 月 27 日（神奈川県公報号外第 80 号）神奈川県監査委員公表第 23 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 44 箇所（既報告の 9 箇所を除く）に係る 54 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
行政部財務課	平成27年7月31日（平成27年6月11日及び同月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、県立学校児童生徒結核健康診断精密検査費用の支払に当たり、請求書で定めた支払期限を過ぎて支払っていたものが2件、203,750円あった。その結果、遅延利息300円を支払っていたが、このうち1件、100円は本来支払う必要のないものであった。</p> <p>2 文書管理において、会場使用料（5,100円）の支払に当たり、請求書及び当初作成した執行伺票が所在不明となったため、請求書の再発行を依頼し、受領後に、執行伺票を再作成して支払っているものがあり、書類の管理が不適切であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則等の研修等を開催するとともに、各所属あて周知を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 文書管理については、管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事業所管課から経理所管課への書類の取扱方法を見直し、直接手渡すことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

<p>行政部まなびや 計画推進課</p>	<p>平成27年 7月 31日（平成27 年 6月11日及 び同月12日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 工事事務において、大磯 高校プレハブ棟除却工事 （当初契約額10,596,960 円）の契約に当たり、規定 された積算基準等に反し誤 った数値により積算してい たため、設計金額が過大 （1,447,200円）のまま入 札を執行し契約を締結して いた。</p> <p>また、工期の最後に工事 内容の変更（増額）の必要 が生じたため変更契約を締 結しているが、解体工等に 係る設計数量と現場からの 報告数量を照合していなか ったため数量の乖離を見過 ごし、請負人と変更協議を することなく支払を完了し ていた。</p> <p>2 庶務事務において、公務 出張に当たり、人事給与シ ステムによる所定の手続を 行わなかったため、旅費3 件、600円を支給していな かった。</p>	<p>不適切事項については、次の とおり措置した。</p> <p>1 工事事務については、除却 工事の設計の際に使用してい る「除却算定シート」の自動 計算部分に不適切な数値が誤 って手入力されており、ま た、設計時及び契約変更時に 設計数量と実施数量との比較 照合を行わなかったことによ るものである。</p> <p>今後は、このようなことが ないよう、「除却算定シート」 の修正を行うとともに、 設計書の作成に当たっては、 「除却算定シート」で算出さ れた数値が、過去の類似施設 の実績数量を比較して乖離し ていないかを確認する。さら に、施工段階においても契約 時の設計数量と実施数量との 比較照合を必ず行い、契約変 更が可能なものについては、 速やかに契約変更を行う等の 対応を徹底することにより、 適正な事務執行に努めること とした。</p> <p>2 庶務事務の旅費について は、平成27年11月27日に 本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことが ないよう、公務出張における 所定の手続の厳守を周知徹底 するとともに、複数の職員に よる確認を徹底することによ り、適正な事務執行に努める こととした。</p>
<p>指導部保健体育 課</p>	<p>平成27年 7月 31日（平成27 年 6月16日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、県立学 校児童生徒結核健康診断精密 検査費用の支払に当たり、請 書で定めた支払期限を過ぎて 支払っていたものが2件、 203,750円あった。その結 果、遅延利息300円を支払っ ていたが、このうち1件、 100円は本来支払う必要のな いものであった。</p>	<p>不適切事項については、関係 法令の理解及び進行管理が不 十分であったことによるもので あり、過払い分については、平 成27年8月17日に相手方から返 納された。</p> <p>今後は、このようなことが ないよう、会計業務に関する研 修会を開催し、関係法令の理 解の向上を図るとともに、新 たに執行管理一覧表を作成し 、進行管理を徹底することよ り、適正な事務執行に努める こととした。</p>

支援部子ども教育支援課	平成27年7月31日（平成27年6月17日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、国の委嘱事業である「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（グローブ）推進事業」（平成25～26年度）に係る国費の会計処理を実施校（市立小学校）が行うものと誤認し、平成25年度の会計処理を行わなかったため、本事業の実施に要した経費を国費で支払うことができず、平成26年度予算により同校校長に対し見舞金として234,752円を支払っていた。</p> <p>2 文書管理において、会場使用料（5,100円）の支払に当たり、請求書及び当初作成した執行伺票が所在不明となったため、請求書の再発行を依頼し、受領後に、執行伺票を再作成して支払っており、書類の管理が不適切であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、経理手続に関する説明が不足していたことによるものであり、事業所管課で委嘱事業の経費の支払いに関する手引きを作成し、平成26年7月4日に横浜市教育委員会同席のもと、小学校に対し、支出手続きについて説明を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、小学校に年間予定表の提出を求めるとともに、相互確認及び報告・相談を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 文書管理については、管理体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事業所管課から経理所管課への書類の取扱方法を見直し、直接手渡すことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
生涯学習部スポーツ課	平成27年7月31日（平成27年6月22日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、平成25年度に発注し納品された標的採点機2点、ボタンポジションプレッシャーゲージ2点の購入代（1,520,400円）及びシューティングブーツベンディングゲージ2点の購入代（896,700円）の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎて平成26年6月に支払っていた。その結果、遅延利息60,900円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、担当者が業務執行を怠ったこと及び所属の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、新たに執行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所	平成27年7月28日（平成27年4月28日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、退職所得に係る住民税の納付が遅れたため、延滞金1件、2,400円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、住民税の納付先の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがな</p>

			いよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立川崎図書館	平成27年5月1日（平成27年4月30日及び5月1日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定納期限後に納付していたものが2件、185,820円あった。また、これにより不納付加算税の賦課決定を受けて納付していたものが1件、7,500円あった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員により進行管理を行うとともに、確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立金沢文庫	平成27年5月8日（平成27年3月20日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、免震台1点（帳簿価額207,375円）の廃棄処分に当たり、神奈川県財務規則で定める手続を行っていなかった。	不適切事項については、平成26年9月の収蔵庫内におけるカビ発生による緊急館内整備に伴い、不用決定した物品6点を廃棄処分した際、備品を使用する学芸課及び管理課双方の職員の意思の疎通が不十分で、当該備品の追加廃棄の確認行為を十分にしていなかったことにより、必要な手続を行わずに廃棄処分したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、物品を廃棄する際は学芸課及び管理課双方の職員が十分確認するとともに、必要な手続を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立体育センター	平成27年5月19日（平成27年3月24日及び同月25日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、領収した現金を、神奈川県財務規則で定める納付期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、235,559円あった。 2 支出事務において、委員謝礼金等（160,600円）の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税について、給与所得の源泉徴収税額表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認することなく、誤って事業所得の税率を適用して税額を算出し、22件、11,470円を過大に源泉徴収していた。 3 会計事務処理において、	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、保管現金の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、日計表に「確認者」欄を設け、担当者以外の職員が確認し、前日までの利用料金残高を報告するとともに、管理課職員全員が確認することで、遅滞無く納付する確認体制を導入することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、適用すべき源泉徴収税額表の確認が不十分であったことによる

		<p>釣銭に充てるため会計管理者から交付を受けた歳計現金（15,800円）を施設使用料徴収事務の受託者に交付し、保管させていた。</p> <p>4 契約事務において、長期継続契約である印刷機賃貸借契約（予定価格993,600円）の締結に当たり、競争入札を行うべきところ、三者による見積合せを行い随意契約していた。</p> <p>5 歳計外現金事務において、所得税及び復興特別所得税を法定納期限後に納付しているものが1件あり、不納付加算税6,500円が徴収されていた。</p>	<p>ものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、委員謝礼金等の源泉徴収に際しては、所轄税務署へ照会を行い適用税額を確認し、照会結果を執行の際に記入する手順を導入することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 会計事務処理については、釣銭の取扱いに関する理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、釣銭の必要が生じる度に管理課の職員が窓口へ赴き対応するとともに、平成28年度より徴収事務委託における釣銭は受託者に準備させるよう取扱いを改めることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>4 契約事務については、神奈川県財務規則等関係規定の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等を確認するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>5 歳計外現金事務については、担当者の引継ぎ漏れによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による歳計外現金受払状況表の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立鶴見総合高等学校</p>	<p>平成27年8月3日（平成27年4月21日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、長期継続契約である機械警備業務委託（契約額959,040円）の契約締結に当たり、競争入札又は競争的手続きにより契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約していた。</p>	<p>不適切事項については、長期継続契約に係る関係法令及び会計局通知等の認識がなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、長期継続契約に係る関係法令及び会計局通知等を理解するとともに、複数の職員によ</p>

			る確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜南陵高等学校	平成27年8月6日（平成27年4月27日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、教員特殊業務手当10件、34,000円を支給していなかった。	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成27年5月15日に支給した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立保土ヶ谷高等学校	平成27年4月15日（平成27年3月13日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物収集・運搬に係る委託契約の締結に当たり、当該契約に係る取引に課せられる消費税及び地方消費税額を契約書に明記していなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則及び同運用通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定を十分に確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立磯子工業高等学校	平成27年8月6日（平成27年4月27日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、教員特殊業務手当10件、34,000円を支給しておらず、1件、10,200円を誤って支給していた。	不適切事項の教員特殊業務手当については、未支給分は平成27年5月15日及び同年6月16日に本人に支給し、誤支給分については同年5月15日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立磯子高等学校	平成27年5月21日（平成27年3月23日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、許可の内容の一部を誤っていた。これにより、使用料1件、4,020円が徴収不足であった。	不適切事項については、使用形状に変化がなかったことから、誤って使用許可をしたことによるものであり、平成27年4月1日に変更許可を行った。 今後は、このようなことがないように、他の使用許可についても同様な誤りがないように見直しを行うとともに、使用許可の内容を詳細に確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立港北高等学校	平成27年8月6日（平成27年4月13日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、埋設管を許可内容に含めていなかった。これにより、使用料1件、70円が徴収	不適切事項については、使用許可期間内の申請に対する審査であったことから、既に審査済みであるという認識により、申請書の内容が正しいと思い込んで

		不足であった。	<p>でいたことによるものであり、平成 27 年 6 月 1 日に変更許可を行い、徴収不足分については、同年 7 月 2 日に収入済みとなっている。</p> <p>今後は、このようなことがないように、定期的に使用許可等の点検を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立白山高等学校	平成27年 4 月 15 日（平成27年 3 月 18 日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 1 件、1,236 円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の旅費については、平成 27 年 4 月 17 日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立市ヶ尾高等学校	平成27年 8 月 10 日（平成27年 5 月 8 日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、教員特殊業務手当 1 件、3,400 円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の教員特殊業務手当については、平成 27 年 6 月 25 日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、手当の支給要件について周知するとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立新栄高等学校	平成27年 7 月 28 日（平成27年 4 月 15 日職員調査）	<p>（要改善事項）</p> <p>「冬季期間中に教室などにストーブを設置する経費に関する件」</p> <p>冬季期間中の一般教室などにおける付加的な暖房の実施に当たり、暖房器具の燃料代の執行について、私費会計から支出しているものがあった。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>要改善事項については、冬季期間中一般教室などにおいて、付加的に設置したストーブの灯油代等を私費会計から支出していた点を見直し、適切に予算措置を行った上で公費で執行することとした。</p>
神奈川県立舞岡高等学校	平成27年 8 月 10 日（平成27年 4 月 27 日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、教員特殊業務手当12件、40,800円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の教員特殊業務手当については、平成27年 6 月 16 日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、手当の支給要件について周知し、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努め</p>

			ることとした。
神奈川県立上矢部高等学校	平成27年8月3日（平成27年4月17日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物運搬処分業務委託契約（契約金額45,360円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を記載していなかった。	不適切事項については、産業廃棄物の処理に係る関係法令に関する理解不足及び所属内の確認体制が十分に機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立瀬谷西高等学校	平成27年6月17日（平成27年5月14日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、備品台帳に記録されていた掛地図1点（95,000円）について、所在が不明となっていた。	不適切事項については、物品使用者による保管に不備があったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則による手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、誤って廃棄することのないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立百合丘高等学校	平成27年8月3日（平成27年5月21日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、人権教育校内研修会に係る講師謝礼金（30,000円）の支払に当たり、所得税法第204条第1項第1号に該当する報酬又は料金として3,063円を源泉徴収すべきところ、行っていなかった。 2 契約事務において、自動火災報知設備工事2件（契約金額1,944,000円及び1,709,640円）の執行に当たり、契約書を作成すべき契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、所得税の課税対象かどうかの確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立菅高等学校	平成27年8月3日（平成27年4月22日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、学校機械警備委託の長期継続契約（契約金額2,721,600円）について、消費税等の税率改正に伴い契約額（支出額）を増額する場合には変更契約を締結しなければならないにもかかわらず、	不適切事項については、変更契約に関する通知の確認及びその必要性の認識が不足したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認

		わらず、変更契約を締結せずに増額分(9,720円)を上乗せして支出していた。	体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立相原高等学校	平成27年8月10日(平成27年5月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調設備保守点検業務契約(契約金額185,708円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書の作成を省略できない場合であるにもかかわらず、検査調書の作成を省略していた。	不適切事項については、検査調書の作成を省略することができると誤認したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則によるとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立相模原総合高等学校	平成27年8月10日(平成27年5月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託契約(契約金額56,160円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を記載していなかった。	不適切事項については、産業廃棄物の処理に係る関係法令に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立上溝南高等学校	平成27年8月10日(平成27年5月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約(契約金額72,360円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書の作成を省略できない場合であるにもかかわらず、検査調書の作成を省略していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、所属内の研修及び複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立湘南台高等学校	平成27年6月29日(平成27年4月17日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、簡易専用水道検査料(14,700円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息300円を支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことのないよう、進行管理を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立茅ヶ崎高等学校	平成27年8月3日(平成27年4月16日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当1件、13,600円を支給していなかった。	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成27年12月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがな

			いよう、手当の申請について該当する職員に周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立逗子高等学校	平成27年6月29日（平成27年5月12日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、教員特殊業務手当1件、13,600円を支給していなかった。	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成27年6月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立逗葉高等学校	平成27年8月24日（平成27年5月12日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物運搬処分業務委託契約（契約金額25,272円）に伴う産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬・処分業務委託契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を記載していなかった。	不適切事項については、産業廃棄物の処理に係る関係法令に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適切な事務執行に努めることとした。
神奈川県立厚木東高等学校	平成27年8月3日（平成27年5月14日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、領収した現金を、神奈川県財務規則で定める納付期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、400円であった。 2 庶務事務において、教員特殊業務手当1件、2,400円を支給していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、保管する現金の期間の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務の教員特殊業務手当については、平成27年7月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、手当の支給要件について職員に周知するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立厚木商業高等学校	平成27年7月16日（平成27年4月2日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、トイレ清掃業務（契約額177,120円（内消費税13,120円））及び校舎窓ガラスほか清掃業務（契約額74,498円（内消費税	不適切事項については、見積書の内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、会計事務の原理原則を

		5,518円)) で、見積書の価格が積算書の価格を上回っているにもかかわらず発注しているものが2件あった。	踏まえるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立大和西高等学校	平成27年8月6日(平成27年5月1日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当9件、30,600円を支給しておらず、1件、10,200円を誤って支給していた。	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成27年6月16日に本人に支給し、また、過大支給分については、同日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないように、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立有馬高等学校	平成27年8月10日(平成27年5月14日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当9件、30,600円を支給していなかった。	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成27年6月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立足柄高等学校	平成27年7月9日(平成27年4月2日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、領収した現金を、神奈川県財務規則で定める納付期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、400円あった。 2 庶務事務において、教員特殊業務手当2件、4,800円を支給していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務の教員特殊業務手当については、平成27年5月15日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立綾瀬高等学校	平成27年8月3日(平成27年5月1日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、浄化槽保守点検業務委託契約(契約額764,640円)の締結に当たり、契約期間の始期が4月1日である契約を会計局長通知に反し5月8日に締結していた。	不適切事項については、会計局長通知の理解及び契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、会計関係通知の理解の向上を図るとともに、処理状況表を作成し、複数の職員による契約事務の適切な進行管理を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県立綾瀬西高等学校	平成27年8月6日（平成27年4月16日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、勤務を命ずる必要がある週休日及び休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが5件あった。	不適切事項については、職員の勤務割振の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、職員研修において勤務時間の管理を周知徹底するとともに、勤務表の点検を複数の職員で行うなど確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立相模原中等教育学校	平成27年4月10日（平成27年3月9日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、教員特殊業務手当3件、20,400円を支給していなかった。	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成27年4月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、手当の申請に関する注意点を記載した文書を全職員に配布し周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚ろう学校	平成27年8月20日（平成27年4月28日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、教員特殊業務手当1件、6,800円を支給していなかった。	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成27年10月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、手当の申請に関する注意事項を職員に周知するとともに、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立鶴見養護学校	平成27年7月27日（平成27年4月21日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、備品の更新に伴い生じる既存備品の撤去及び処分に係る経費1件、21,600円の歳出科目を誤って執行していた。	不適切事項については、経費区分の確認が不十分であったことによるものであり、平成27年4月28日に適切な歳出科目へ更訂を行った。 今後は、このようなことがないように、複数の職員で経費区分の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜南養護学校	平成27年7月28日（平成27年4月27日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、講師謝礼金（12,500円）の支払に当たり、所得税法204条第1項第1号に該当する報酬又は料金として源泉徴収すべきところ、給与所得者の源泉徴収税額表（月額表・乙欄）により源泉徴収したため、所得税及び復興	不適切事項については、所得税法の該当条項を誤認し、確認を怠ったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、所得税の源泉徴収事務を行う際には、該当する条項の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとし

		特別所得税 2 件、894 円が徴収不足であった。	た。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成27年 9 月 3 日（平成27年 1 月 29 日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、目的外使用許可申請漏れの物件について、平成26年度に係る目的外使用許可及び過年度の使用料相当額の不当利得返還請求を行ったが、教育財産の目的外使用許可の対象数量を誤っていた。これにより、使用料 1 件、1,598円を過大に徴収していた。</p> <p>これに伴い許可対象者に対する不当利得返還請求の収入額が 1 件、8,769 円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、教育財産の目的外使用許可に当たり、事実の確認が不十分であったことから、使用許可対象の数量を誤ったことによるものであり、過大徴収分については、平成 27 年 2 月 17 日に還付した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立中原養護学校	平成27年 8 月 5 日（平成27年 4 月 21 日職員調査）	<p>（要改善事項）</p> <p>「通学用スクールバスの運行業務委託に関する件」</p> <p>児童・生徒の通学用スクールバスの運行業務委託契約について、実際の運転日数が仕様書に反映されていないものがあつた。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>要改善事項については、運転員の従業日数の積算の基礎となる日数を、課業日（年間授業日数）のみとしていた点を見直し、休業期間中の運行日数を上乗せした業務従事日数を確実に積算根拠とできるよう、平成27年10月に積算資料及び仕様書の様式を改めた。</p>
神奈川県立岩戸養護学校	平成27年 8 月 3 日（平成27年 5 月 12 日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、昇降機保守点検業務委託（契約金額 1,065,312円）の契約締結に当たり、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があつた場合の契約変更又は解除に関する条項を設定していなかつた。</p>	<p>不適切事項については、関係法令等の確認が不十分であつたことによるものであり、平成 27 年 5 月 29 日に変更契約を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令等を十分確認するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>